

転居

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）	・マイナンバーカード		○住民生活課 【住民係】	
	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちの方	カードの券面記載事項変更（住所変更）	・在留カード・特別永住者証明書			
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります				
保険 年金	国民健康保険に加入している方 →各種認定証をお持ちの方	国民健康保険資格確認書の交付 認定証の住所変更	旧住所の国民健康保険資格確認書 ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		○住民生活課 【保険係】	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →各種認定証をお持ちの方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付 （後日送付） 新しい認定証の交付	旧住所の後期高齢者医療資格確認書 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則手続きは不要です			
高 齢	介護保険証をお持ちの方 （65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の住所変更	・介護保険証		○健康福祉課 【介護保険係】	
障 がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など		○健康福祉課 【地域福祉係】	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・重度心身障害者医療費受給者証 （交付されている方）		○住民生活課 【保険係】	
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と入学通知書を学校へ提出		○教育委員会事務局	
	児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	・子どものマイナンバーが確認できるもの ※請求者が公務員の方は勤務先で申請してください		○子ども未来課 【子育て支援係】	
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 （0歳～高校生年代）	子ども医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・子ども医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】	
	保育所に入所しているお子さんがいる方	住所変更			○子ども未来課 【子育て支援係】	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ・ひとり親家庭等医療費受給者証		○子ども未来課 【子ども家庭センター】 ○住民生活課 【保険係】	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【地域福祉係】	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	・重度心身障害者医療費受給者証		○住民生活課 【保険係】	
予 防 接 種	予防接種を希望される方	住所変更	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【健康増進係】	
が ん 健 診	がん検診の受診を希望される方	住所変更	※受付窓口でご相談ください		○健康福祉課 【健康増進係】	
税・料 金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	※受付窓口でご相談ください		○建設水道課 【計画調整係】	
	税や料等の納付について相談される方	納付相談			○税務課等関係課	
そ の 他	農業者年金に加入している方	年金証書又は被保険者証の住所変更	・年金証書又は被保険者証		○農業委員会 （農林水産課内）	
	犬を飼っている方	犬の登録の変更			○住民生活課 【環境係】	
	ごみの出し方のご案内	ごみ等収集カレンダー			○住民生活課 【環境係】	
	町営住宅を退去する方 または町営住宅に同居する方	町営住宅の退去手続き 町営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要 受付窓口でご相談ください		○住民生活課 【住宅係】	
	役場から送付される別居親族宛書類の送付先になっている方	送付先の変更	※受付窓口でご相談ください		○送付先届出書を提出した各関係課	

岩美町役場

〒681-8501

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 675 番地 1

電話 0857-73-1411(代表)

※健康福祉課

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2
岩美すこやかセンター内

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※毎週 火曜日・木曜日の窓口業務(住民生活課・子ども未来課・税務課・健康福祉課に限る。)は午後7時まで

岩美町ホームページ <https://www.iwami.gr.jp>

手続きチェックシート 転居

岩美町内で引越しされた方へ

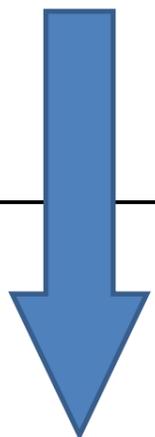
忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・特別医療受給者証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。